

◆学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について◆**Q1：学校生活管理指導表はどのような人が提出が必要ですか？**

A：アレルギー疾患により学校生活の中で特別な配慮が必要な人は提出が必要です。特にエピペン®の処方がある、アナフィラキシー既往歴のある人が対象となります。食物アレルギー疾患があり、新たに除去食を申し込まれる場合にも提出をお願いしています。また、学校園が必要と認めた場合には提出をお願いします。

Q2：学校生活管理指導表を提出するかどうかは誰が判断したらよいですか？

A：医師からアレルギー疾患と診断され、特別な配慮が必要と認められた場合に提出が必要です。

Q3：学校生活管理指導表の提出は毎年必要ですか？

A：アレルギー疾患は1年のうちに症状が変化したり、新たに別の症状が発症する可能性があるため、1年ごとまたは症状に変化があった場合はその都度更新する必要があります。

Q4：アレルギーの症状が非常に軽い場合でも、学校生活管理指導表の提出が必要ですか？

A：学校園での配慮は必要ないと医師が診断した場合、提出は不要です。ただし、除去食を申し込まれる場合には、学校生活管理指導表と除去食申込み書の提出が必要です。

Q5：学校生活管理指導表に記載する「緊急時連絡先」には、どのような医療機関名を記入したらよいですか？

A：「緊急時連絡先」とは、アナフィラキシー症状や気管支ぜん息の発作で、緊急処置が必要な状態にあり、一刻も早く医療処置が受けられる医療機関を想定します。主治医が緊急処置も可能ということであれば、記入してもらってください。アレルギーがある全ての児童生徒等が記入しなければいけないものではありません。
ただし、エピペン®処方がある、アナフィラキシー既往歴がある人は医師及び保護者記入は必須になります。

Q6：記載を医師に依頼する際、文書料は発生しますか？

A：文書料が発生する場合もあります。実際に料金が発生するかどうかは各医療機関の判断になります。

Q7：食物アレルギーがあり医療機関へ受診したが、主治医から記載の必要がないと診断を受けた場合、学校生活管理指導表の提出は不要ですか？

A：学校生活上での管理が不要であっても、除去食を申し込まれる場合には、提出が必要です。

Q8：アナフィラキシーの既往歴はありますが、幼少期に発症以来受診していません。学校での配慮も必要ありません。その場合、提出は不要ですか？

A：主治医より、一旦完治との診断が出ており、かかりつけ医の特定もない場合、学校生活管理指導表の提出は不要です。

Q9：アナフィラキシーの既往があり、エピペン®を所持しています。弁当を持参しなくてはいけませんか？

A：一律に弁当対応という事はありません。医師の診断により、極微量のアレルギー物質に反応するなど、学校生活管理指導表に給食対応困難と記載がある場合は給食の提供はできません。

Q10：以前牛乳を飲んで、お腹が痛くなったので、牛乳を飲んでいません。牛乳アレルギーの疑いがあるので、飲用牛乳の除去食対応はできますか？

A： 管理指導表または診断書の提出が必要です。特定の食材を食べて、症状が現れたといつても、食物アレルギーとは限りません。食物アレルギーではなく、乳糖不耐症など、その他疾患の場合もあります。食物アレルギーではない場合、医師の診断書（受診機関の診断書）を提出してください。提出された書類をもとに飲用牛乳の除去食対応を行います。

Q11：宗教上の理由により、弁当持参を希望します。その場合も、学校生活管理指導表の提出は必要ですか？

A： 池田市の学校給食では、宗教ごとの対応が現時点ではできないため、提出の必要はありません。飲用牛乳のみ申込まれる場合は、【様式8】「除去食申込み書/取消し書」（牛乳のみ飲用に○）を提出してください。

Q12：学校生活管理指導表の提出がないと給食の除去食対応はできますか？

A： できません。必ず学校生活管理指導表の提出が必要です。ガイドライン改訂に伴い、国の指針・様式に統一するため提出が必要になります。

Q13：食物アレルギー検査で、給食に出ない食物が陽性となった場合も、学校生活管理指導表の提出は必要ですか？

A： 給食提供の可否については必要ありませんが、学校生活において管理が必要と主治医が判断した場合には提出してください。ただし、エピペン®の処方がある、アナフィラキシー既往歴がある人は提出が必要になります。

◆学校給食について◆**Q14：除去食の対応食品は何ですか？**

A：卵類（鶏卵・うずら卵）、飲用牛乳、パンの完全除去です。給食に出ない食品は、いくら・えび・かに・くるみ・そば・落花生（ピーナッツ）を含む食品と「生卵」は使用しません。

Q15：パンと飲用牛乳を除去した場合、給食費は返金してもらえますか？

A：パン、飲用牛乳については、除去による給食費の返金があります。
多品目の食物除去が必要で医師の診断・指導により弁当対応になる場合は、給食費の徴収はありません。但し、飲用牛乳のみを申し込まれる場合には、牛乳代金のみお支払いください。
(日ごとの変更はできません)

Q16：卵類以外のアレルギー原因物質がある児童で、日によって食べられない献立があるため、家庭から代替のおかずを持参してもいいですか？

A：小学校・中学校は持参可能です。幼稚園・小学校は冊子「(保護者のみなさまへ) 食物アレルギー対応について」のP13-15を参照してください。

※家庭からの代替おかずまたは弁当は、原則、教室での保管になります。(学校園により保管場所の対応は異なります)

Q17：除去食希望ですが、除去する食品が多い場合はどうすればいいですか？

A：学校給食は大量調理のため、「卵類」「飲用牛乳」「パン」のみ除去対応をしています。それ以外のアレルギーの場合は、保護者の責任のもと、代替食または弁当持参をお願いしています。

Q18：コンタミネーション（ごく少量のアレルゲン混入）対応はありますか？

A： 対応はしていません。微量の混入も避ける必要があるかどうかについては主治医に確認し、コンタミネーションに配慮が必要な場合は、事故のリスクを回避するため、家庭から弁当の持参をお願いします。

Q19：アレルギー症状がなくなり食べられるようになったので、除去食対応を終了できますか？

A： はい。ただし、事故防止のため、喫食の可否については医師の診断に基づくことが基本です。既に学校園へ提出してある管理指導表を学校から受取り、管理不要である旨の記載と日付の更新を主治医にしてもらってください。【様式8】「除去食申込み書/取消し書」も併せて提出してください。